佐 精 第 374 号
令和 8 年 5 月 26 日

各関係機関の長　様

佐賀県精神保健福祉センター所長
（　公　印　省　略　）

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院）の居住地特例に係る申請事務手続きの変更について（通知）

精神障害者保健福祉手帳（以下：手帳）及び自立支援医療費（精神通院）（以下：自立）の居住地特例に係る申請について、当県においてはこれまで居住地特例の適用を基本とする運用を行っておりましたが、本来手帳及び自立には、居住地特例制度の規定はなく、また他の自治体において申請先は居住地を原則とする方針へと移行されていることから、以下のとおり変更いたしましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

① 居住地特例施設が県外で入所前の居住地が県内の場合について
申請先は居住地を原則として取り扱います。
但し、他の支給認定自治体が居住地特例による運用を行っている場合は、協議の上、当県において申請を受け付けても差し支えない。

② 居住地特例施設が県内で入所前の居住地も県内の場合について
申請先は居住地を原則として取り扱います。
但し、生活保護や障害福祉サービス等の管理の都合上、居住地特例制度を適用する方が利便性が高い場合、双方の自治体にて協議の上、申請先を決定していただいても差し支えない。

なお、居住地を原則とする申請事務手続きの変更にあたり、更新申請のため窓口へ来られた際に受理できない方が存在し申請者へ不利益が生じる可能性があります。そのため令和 9 年 5 月末までの間は、経過措置としてこれまでどおり受理していくものといたします。次回以降の申請は原則受付を行わないため申請者に対し居住地への転入申請を行っていただくようご案内いたします。

佐賀県精神保健福祉センター
審査担当　長友・松尾
TEL：0952-73-5060
FAX：0952-73-3388